

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (07202)
地域名 (地域内農業集落名)	一箕地区 (下柳原、上居合、下居合、松窪、長原、石畑、金堀、滝沢、牛ヶ墓、北滝沢、郷ノ原、北柳原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

■人 ○高齢化や市街化による農地の減少等により、農家戸数の減少が著しく、農事組合等の農業者で構成されるコミュニティの維持も困難になってきている。 ○地区内に在住する認定農業者は3経営体だが、内2経営体は他地区へ出作しており、一箕地区内で大規模に営農しているのは1経営体のみである。 ○条件の悪い農地には入作者等の新たな担い手を誘致するのが困難であるため、所有者自身による維持管理をせざるを得ない現状であるが、高齢化によりそれも困難になってきている。 ○特に、山沿いの農地等の条件が著しく悪い農地においては、引き受け手が見つからない状況が発生し始めていて、所有者による維持管理も高齢で困難なことから、省力的な維持管理の手法を検討する必要がある。 ■農地 ○地区内農地の一部は3反の整形地であるが、多くの農地は1反未満の狭小地や山沿いの傾斜地といった悪条件な農地である。 ○特に、国道49号線東側の農地は、ほぼ全域が傾斜地となっており維持管理の負担が大きいと、引き受け手の確保が困難になってきている。 ○山際の農地では、熊やイノシシ等による獣害が増えており、対策が必要であるが、高齢化や農業者間のコミュニティの縮小等でそれも困難になってきている。 ○農地所有者が高齢や不明なことで、意向を確認できていない農地が多数存在している。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

○現状維持を希望する個人の農業者については、今後も地域の担い手として可能な限り水稻や野菜等の作付けを継続する。
○規模拡大の意向のある担い手の確保に向け、行政機関等と連携し情報収集を継続していく。
○狭小地や傾斜地といった悪条件の農地では引き受け手を見込むのが難しいことから、粗放的利用について検討していく。
○山沿いの農地の保全のため、省力的な獣害対策の手法について、行政機関等からの情報収集を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	198.77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	198.77 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○地域計画作成時点では、農振農用地区域内の農地で今後も農業上の利用を行うこととし、それ以外の農地では必要に応じて粗放的利用等を検討していく。
○検討に応じて(1)の面積を修正していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○現状、地区内に規模拡大を希望する担い手が不足しているため、新たな農地の集積先となり得る担い手の確保について検討していく。 ○平坦部の農地において、今後、新規の農地貸借を行う際は、目標地図を基に集積・集約化を踏まえた貸借を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○現状、地区内の農地貸借は、約87%が農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用して行われているため、契約期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借への移行を推進していく。 ○農地中間管理機構の活用が難しい際は、農地法第3条に基づく貸借を活用していく。 ○中小規模の農業者が農業を継続していくために、農作業受委託契約の活用についても検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
○耕作条件の改善に向けて、新たな整備事業の必要性について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○地区内農業者の内、数名に子弟がいるため、子弟が就農意向を示した際は現状の担い手を中心に新たな地区内農地の担い手へと育成していく。 ○行政機関等より、一箕地区で新規就農や規模拡大を検討している農業者の情報を収集していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

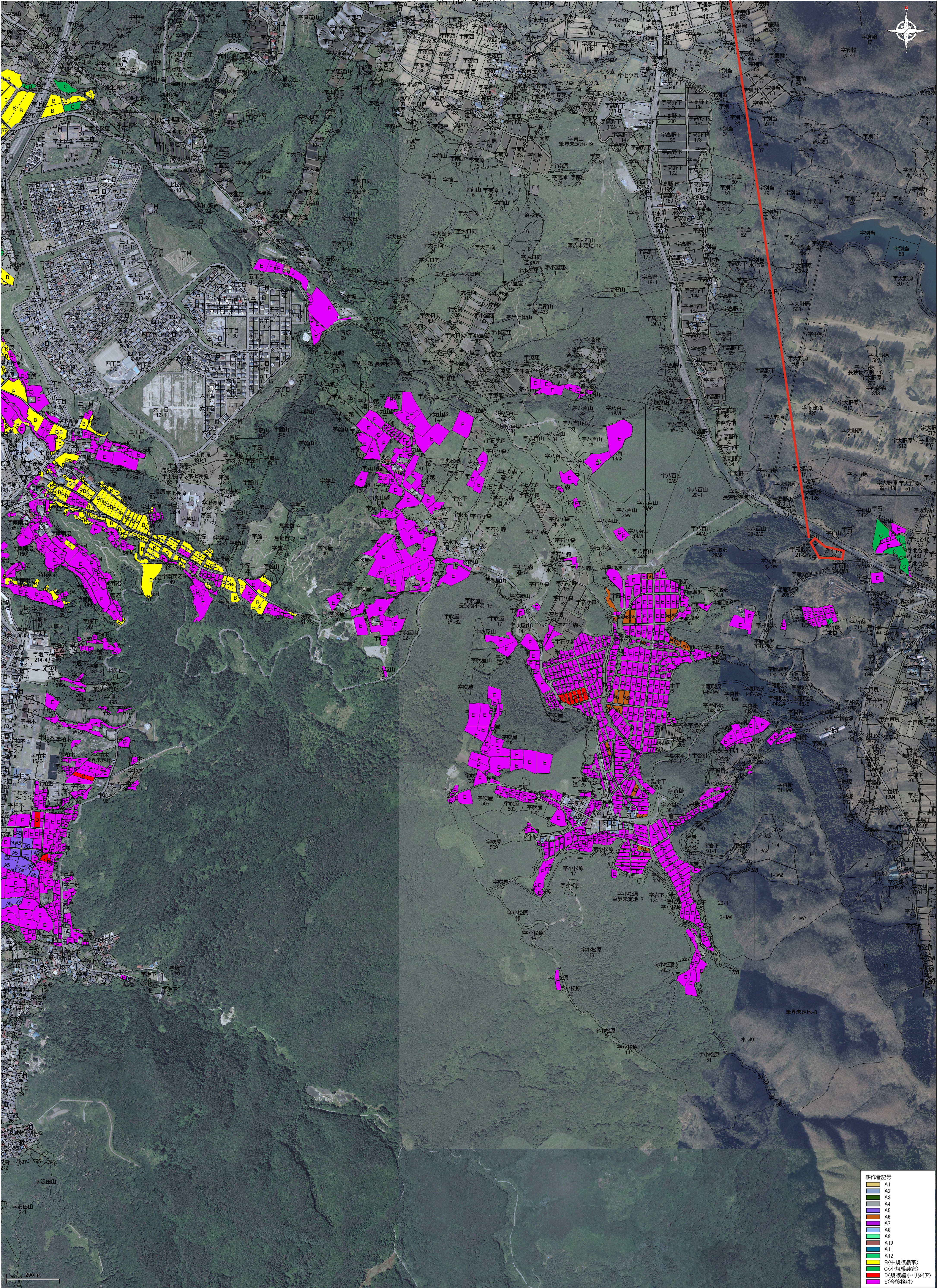
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
○近年のイノシシやクマなどの有害鳥獣による農作物への被害の増加に対し、獣害対策や情報共有のための省力的な手法について検討していく。

③スマート農業
農業従事者の減少や高齢化による担い手不足などの課題があることから、スマート農業の技術を活用し、省力化や効率的な生産を図っていく。

⑦保全・管理等
○松窪集落において多面的機能支払制度に取り組んでおり、農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成に効果的な取組であることから、今後も制度が続く限り取組を継続していく。



除外する農地

地域計画（作成用）

